

令和8年度小学校就学予定者就学援助のお知らせ

(新入学用品費 入学前支給に関する申請のお知らせ)

大田区では、一定の所得に満たない世帯を対象に、小学校の入学準備にかかる費用の一部を支給します。

このお知らせをよくお読みいただき、希望する方は必要事項を記入の上、提出期日までに教育委員会に提出してください。なお、このお知らせは新入学用品費の入学前支給に係るものです。学用品費等の就学援助費の申請は、ご入学後に再度ご申請ください。また、新入学用品費の入学前支給を受けた場合は、入学後に申請できる令和8年度就学援助にて、新入学用品費の支給を受けることはできません。

○就学援助の対象者

令和8年度小学校入学予定のお子さんの保護者で、大田区にお住まいの方のうち、下記(1)(2)両方に当てはまる方

(1)生活保護を受けていない方 ※生活保護費を受けている方は生活保護費から支給されます。

(2) 同一生計を営む世帯全員の令和6年中の総所得金額等が、認定基準所得金額に満たない方
※直近で家計が急変した世帯については、問い合わせ先までご相談ください。

※令和8年2月末までに大田区外へ転出された方は、転出された時点で支給の対象外になります。

《認定基準所得金額の目安》 給与所得の目安は下表をご覧ください。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
給与所得の目安	300万円	362万円	405万円	485万円	544万円
収入の目安 (参考)	431万円	507万円	561万円	662万円	726万円

※同一生計を営む世帯全員とは、同住所に居住する同一生計を営む人々の集まり、原則として住民票に記載されている人々の集まりをいいます。ただし、単身赴任等で一時的に住所地を別に行っている家族(父母・兄弟・姉妹)でも、生計が一緒の場合は同一の世帯員となります。

※給与所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。また、保護者の兄弟・父母等が同じ世帯の場合、その方の所得も合算します。

※認定基準所得金額は家族の年齢構成等によって異なります。表の所得金額はあくまで目安です。

○手続きについて

【提出方法】

申請書に必要事項をご記入の上、裏面に記載されている送付先までご郵送ください。

提出期日：令和7年11月20日(木)

※注意事項

令和7年1月1日に大田区外に住民登録していた方は、令和6年中の総所得金額等が確認できる証明書の提出が必要です。詳細は次項の* (2) をご覧ください。

○審査について

世帯の住民票、令和7年度税務情報、生活保護受給情報等をもとに大田区教育委員会で審査を行います。なお、入学後の就学援助費申請の審査は令和8年度税務情報等をもとに審査を行います。

締切日時点の世帯構成に基づく審査を行います。ただし 11月以降に大田区に転入した方が、締切日の翌日以降に申請した場合は申請日時点の世帯構成に基づく審査を行います。

(1) 令和7年1月1日に大田区に住民登録していた方

令和6年中の総所得金額等の確認できる書類の提出は必要ありません。収入の有無にかかわらず世帯全員（被扶養者は除く）の令和6年中の所得の申告を必ず済ませておいてください。

※勤務先から給与支払報告書が提出される方は申告不要です。

※所得税がかからず、税務署で「申告の必要がない」と言われた方も収入の有無に関係なく大田区役所課税課で住民税の申告が必要となります。お済みでない場合、審査不可のため否認となります。

* (2) 令和7年1月1日に大田区外に住民登録していた方

① 国内での転入の場合

令和6年中の総所得金額等が確認できる証明書を、申請書と一緒に大田区教育委員会へ提出してください。

※証明書は令和7年度住民税課税（非課税）証明書等の自治体が発行する証明書です。証明書で総所得金額等が確認できない場合は、教育委員会から自治体に照会するため、別途同意書の提出をお願いする場合があります。

※世帯全員分を提出してください。但し、無所得の方で、18歳未満または家族の扶養情報に氏名が記載されている方については提出不要です。

※発行方法は、令和7年1月1日時点で住民登録のあった自治体の住民税担当課へお問い合わせください。

② 国外からの転入の場合

令和7年1月1日現在、国外に居住していた方は、学務課学事係へお問い合わせください。

○審査結果について

12月下旬以降、申請者である保護者宛に結果通知を郵送します。結果の区分は次のとおりです。

【準要保護】令和6年中の世帯全員の総所得金額等が認定基準所得金額未満の世帯

【否認定】①令和6年中の世帯全員の総所得金額等が認定基準所得金額以上の世帯

②所得の申告が済んでいない等の理由で審査ができなかった世帯

【非該当】生活保護を受けている方（生活保護費から支給されます）

○就学援助費の支給について

認定された場合は、3月中旬頃、申請書に記入いただいた金融機関口座へ振込みます。

※支給金額は、54,060円です。

○問い合わせ先・送付先

(1) 大田区教育委員会事務局 教育総務部学務課学事係

〒144-8623 大田区蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア5階

電話 5744-1429

FAX 5744-1536

【記入例】

申請内容確認のため電話させていただきます。必ず日中に連絡がつく電話番号をご記入ください。

申請者名と口座名義人カタカナは同一の方をご記入ください。

者についてご記入ください。

フリガナ オオタ ハナコ	生年月日 平成 28 年 5 月 20 日	
就学予定者氏名 大田 花子		
就学援助費を申請される保護者および振込口座についてご記入ください。 ご記入前に「振込口座ご記入にあたっての注意事項」をよくお読みください。		
現住所 大田区		
申請者名（保護者氏名または通称名）※就学予定者と同じ世帯の方 大田 次子		日中の連絡先 090 (XXXX) XXXX
金融機関名 ※ネット銀行一部可 ゆうちょ	銀行 信用金庫 信用組合 支店名 〇ーハ	支店コード 0 1 8
金融機関コード (裏面参照) 9 9 0 0	預金種別 普通 0 1 2 3 4 5 6	口座番号 (右詰め) 0 1 2 3 4 5 6
口座名義人 カタカナ (申請者の口座) オオタ ツキコ		

世帯
同一
濁点・半濁点はマス使用してご記入ください。
姓と名の間はマス空けてください。

訂正は、＝を引き訂正印を押したのち、正しい内容を記入してください。
修正液・修正テープは使用しないでください。

※同一生計を営むとは、生活を維持するための費用(食費等)を一緒にしていることを意味します。
※単身赴任等で一時的に住所地を別にしている家族(父母、兄弟、姉妹)でも、生計が一緒の場合

備考欄には個人の状況をご記入ください。

氏 名	続柄	生年月日	同居の有無	現住所	備 考 欄
大田 花子	祖母	S26・5・20	有・無	大田区蒲田5-13-14	
大田 次郎	父	S51・4・10	有・無	〇〇市〇〇〇1-2-3	単身赴任中
		・ ・	有・無		
		・ ・	有・無		
		・ ・	有・無		
		・ ・	有・無		